

○東海大学医学部附属八王子病院 NST 研修内規

(制定 2015 年 4 月 1 日)

改訂 2024 年 6 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本栄養治療学会の認定教育施設である東海大学医学部附属八王子病院（以下「病院」という）において、第 2 条に掲げる者が栄養サポートチーム専任・専従者研修（以下「研修」という）を受講する場合に必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 研修が可能な職種は、以下の免許を有する者とする。

看護師 薬剤師 管理栄養士 臨床検査技師
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士 診療放射線技師

(申請)

第 3 条 前条に定める者が研修を受けるときは、次の各号に定める書類を添えて、研修開始日の 1 か月前までに東海大学医学部附属八王子病院長（以下「病院長」という）に申請しなければならない。

- (1) 申請書（様式 1）
- (2) 実習生・研修生受入れ調書（様式 2）
- (3) 誓約書（様式 3）
- (4) 守秘義務に関する契約書（様式 4）
- (5) 該当する職種の免許状の写し
- (6) 健康診断書
- (7) 抗体検査結果（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）
- (8) 履歴書

(研修期間)

第 4 条 研修期間は、5 日間とする。ただし、年度をまたぐ研修は、実施しない。

(研修料)

第 5 条 1 人あたりの研修料は、次の各号のとおり定める。

- (1) 研修料日額 5,000 円（10%対象：5,000 円）
- (2) 消費税等 500 円
- (3) 研修料総額 5,500 円

2 研修料は、研修開始日までに徴収するものとする。

3 既納の研修料は、返却しない。

(研修課程)

第6条 研修生の研修課程は、別紙（NST 認定教育施設実地修練カリキュラム）を参照する。

(研修の実施)

第7条 病院長は、研修生の研修目的及び研修課程等を考慮して指導者を定め、その指導に当たらせるものとする。

2 研修生は、研修課程に従い、病院長及び指導者の指示に基づき研修を行わなければならない。

(研修生の義務)

第8条 研修生は、東海大学の諸規則を遵守しなければならない。

(研修の停止等)

第9条 病院長は、研修生が第8条第2項若しくは前条の規定に違反、又は研修生としてふさわしくない行為があったとき、当該研修生の研修を停止させ、第4条第1項の許可を取り消すことができる。

(研修の証明)

第10条 病院長は、所定の研修事項を修得したと認められる者に、願い出により研修の結果を証明することができる。

(弁償)

第11条 研修生が病院の機器備品、施設等を破壊、又は亡失したときは、弁償させることができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研修生に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

付 則

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この内規は、学校法人東海大学諸規程の管理規程第2条に基づき、規程から内規に区分を変更する。

2 この内規は、2024 年 6 月 1 日から施行する。